



### 3 都道府県または市町村が講じた措置等

改善勧告（児童福祉法、認定こども園法）	2件
改善命令（児童福祉法、認定こども園法）	0件
事業停止（制限）命令（児童福祉法、認定こども園法）	0件
認可・認定取消（児童福祉法、認定こども園法）	0件
変更命令（学校教育法）	0件
閉鎖命令（学校教育法）	0件
その他の行政指導	1件

※改善勧告：法令等に定める基準に達しない運営をしている施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告する行政指導。

改善命令：施設の設置者が改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に改善を命じる行政処分。

事業停止（制限）命令：児童の福祉のため必要があると認められるとき、児童福祉審議会の意見を聴いた上で、施設等の事業の停止（制限）を命じる行政処分。

認可・認定取消：行政の命令や処分に違反した施設等に対し、都道府県や市町村の認可・認定を取り消す行政処分。

変更命令：学校が設備や授業、その他の事項について、法令や自治体の規定に違反したときに、変更を命じる行政処分。

閉鎖命令：学校が法令の規定に故意に違反したり、自治体が法令に基づいて行った命令に違反したとき等に、学校の閉鎖を命じる行政処分。

その他の行政指導：上記の措置に至らない事案について行った文書指摘、口頭指摘、助言指導等。